

四半期報告書

(第133期第2四半期) 自 平成26年7月1日
至 平成26年9月30日

株式会社 岩手銀行

(E03543)

第133期第2四半期（自平成26年7月1日 至平成26年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 岩手銀行

目 次

	頁
第133期第2四半期 四半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	11
1 【株式等の状況】	11
2 【役員の状況】	15
第4 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表】	17
2 【その他】	48
3 【中間財務諸表】	49
4 【その他】	61
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	62
中間監査報告書	
確認書	

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月25日

【四半期会計期間】 第133期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 株式会社岩手銀行

【英訳名】 The Bank of Iwate, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 田 口 幸 雄

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

【電話番号】 盛岡(019)623局1111番

【事務連絡者氏名】 取締役総合企画部長 三 浦 茂 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号
株式会社岩手銀行東京事務所

【電話番号】 東京(03)3241局4312番

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 岩 崎 勉

【縦覧に供する場所】 株式会社岩手銀行東京営業部
(東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成24年度中間 連結会計期間	平成25年度中間 連結会計期間	平成26年度中間 連結会計期間	平成24年度	平成25年度
		(自平成24年 4月1日 至平成24年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	22,172	23,405	22,238	45,241	46,423
連結経常利益	百万円	4,632	6,285	5,407	11,524	12,925
連結中間純利益	百万円	2,845	3,906	4,166	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	6,415	7,720
連結中間包括利益	百万円	4,250	2,903	10,935	—	—
連結包括利益	百万円	—	—	—	22,230	7,912
連結純資産額	百万円	150,533	167,633	179,890	167,960	170,574
連結総資産額	百万円	3,078,452	3,257,714	3,262,792	3,507,307	3,516,784
1株当たり純資産額	円	8,199.30	9,436.41	10,124.90	9,148.70	9,602.66
1株当たり中間純利益金額	円	154.98	214.74	234.63	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	349.42	429.49
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	147.63	206.26	210.71	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	340.90	398.90
自己資本比率	%	4.8	5.1	5.5	4.7	4.8
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△132,846	△201,228	△224,171	249,694	51,633
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△48,116	△71,794	11,332	△112,847	△123,248
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△11,020	6,331	△790	△11,746	5,542
現金及び現金同等物 の中間期末（期末）残高	百万円	39,696	90,165	77,214	356,803	290,795
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,560 [543]	1,558 [505]	1,531 [523]	1,500 [538]	1,494 [510]

- (注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
3. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計－（中間）期末新株予約権－（中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第131期中	第132期中	第133期中	第131期	第132期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	22,135	23,374	22,207	45,199	46,358
経常利益	百万円	4,598	6,256	5,379	11,489	12,866
中間純利益	百万円	2,813	3,879	4,143	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	6,382	7,664
資本金	百万円	12,089	12,089	12,089	12,089	12,089
発行済株式総数	千株	19,097	18,497	18,497	19,097	18,497
純資産額	百万円	149,998	167,067	180,563	167,423	171,508
総資産額	百万円	3,078,096	3,257,331	3,264,040	3,506,949	3,518,339
預金残高	百万円	2,618,732	2,815,650	2,792,614	3,023,966	3,033,234
貸出金残高	百万円	1,517,019	1,557,871	1,650,616	1,611,240	1,638,911
有価証券残高	百万円	1,154,703	1,307,477	1,357,720	1,238,864	1,358,573
1株当たり配当額	円	30.00	30.00	30.00	65.00	60.00
自己資本比率	%	4.8	5.1	5.5	4.7	4.8
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,540 [501]	1,541 [465]	1,516 [485]	1,484 [495]	1,479 [470]

(注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

平成26年度上期の国内経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策効果により緩やかな景気回復の動きが続いたものの、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減や海外景気の下振れによる輸出の伸び悩み等により、景気回復に足踏み感がみられました。

この間の需要項目の動きをみますと、個人消費は消費税率引上げの影響が長引き、全体として持ち直しペースが緩やかとなりました。設備投資は企業収益の改善もあり、非製造業を中心に増加傾向にあったほか、公共投資も予算執行前倒しによる下支え効果により総じて堅調に推移しました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の経済につきましては、個人消費は駆け込み需要の反動減や実質所得低下の影響から弱含みの動きもみられたほか、住宅投資は災害公営住宅などの押し上げ効果もあって震災前と比べて高水準にあるものの、主力の持ち家が消費増税の影響で落ち込みが続きました。一方、公共投資は前年を大幅に上回る増勢が続いており、景気全体としては緩やかな回復基調が続きました。

このような金融経済環境にありまして、当行は株主の皆さまとお取引先のご支援のもと、役職員が一体となって収益力の強化と経営の効率化に努めました結果、次のような営業成績を収めることができました。

預金等（譲渡性預金を含む）は、個人預金、法人預金が増加したものの、公金預金が減少したことから、前連結会計年度末対比2,722億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆122億円となりました。

貸出金は、公共向け貸出、個人向け貸出を中心に増加したことから、前連結会計年度末対比117億円増加し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆6,506億円となりました。

有価証券は、地方債や社債が減少したことなどから、前連結会計年度末対比8億円減少し、当第2四半期連結会計期間末残高は1兆3,581億円となりました。

損益状況につきましては、経常収益は、預り資産関連手数料を中心に役務取引等収益が増加したものの、運用利回りの低下により資金運用収益が減少したほか、国債等債券売却益等が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比11億67百万円減の222億38百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用がほぼ横這いに推移した中で、退職給付費用等の減少を要因として経費が減少したほか、国債等債券償還損が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比2億89百万円減の168億31百万円となりました。

この結果、経常利益は、前第2四半期連結累計期間対比8億78百万円減の54億7百万円、中間純利益は、同2億60百万円増の41億66百万円となりました。

① 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、利回りの低下により貸出金利息が減少したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比5億30百万円減の164億55百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間対比6億55百万円減の159億27百万円、国際業務部門が同1億26百万円増の5億28百万円となりました。

役務取引等収支は、預り資産関連手数料が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比85百万円増の22億81百万円となりました。

その他業務収支は、国債等債券関係損益の減少を主因として、前第2四半期連結累計期間対比97百万円減の3億18百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	16,582	402	16,985
	当第2四半期連結累計期間	15,927	528	16,455
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	17,497	440	30 17,907
	当第2四半期連結累計期間	16,776	643	55 17,364
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	915	37	30 921
	当第2四半期連結累計期間	849	115	55 908
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	2,186	9	2,196
	当第2四半期連結累計期間	2,274	6	2,281
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,486	15	3,501
	当第2四半期連結累計期間	3,674	14	3,689
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,299	5	1,305
	当第2四半期連結累計期間	1,400	7	1,407
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	369	45	415
	当第2四半期連結累計期間	286	32	318
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	750	45	796
	当第2四半期連結累計期間	305	32	337
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	380	—	380
	当第2四半期連結累計期間	18	—	18

- (注) 1. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。
2. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(前第2四半期連結累計期間1百万円、当第2四半期連結累計期間1百万円)を控除して表示しております。
3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、預り資産関連手数料が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比1億88百万円増の36億89百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間対比1億88百万円増の36億74百万円、国際業務部門が同1百万円減の14百万円となりました。

役務取引等費用は、個人ローンに係る保証料・保険料が増加したことなどから、前第2四半期連結累計期間対比1億2百万円増の14億7百万円となりました。内訳を見ますと、国内業務部門が前第2四半期連結累計期間対比1億1百万円増の14億円、国際業務部門が同2百万円増の7百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	3,486	15	3,501
	当第2四半期連結累計期間	3,674	14	3,689
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	625	—	625
	当第2四半期連結累計期間	636	—	636
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	1,165	14	1,180
	当第2四半期連結累計期間	1,163	14	1,177
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	567	—	567
	当第2四半期連結累計期間	772	—	772
うち証券関係業務	前第2四半期連結累計期間	429	—	429
	当第2四半期連結累計期間	331	—	331
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	10	—	10
	当第2四半期連結累計期間	10	—	10
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	13	0	13
	当第2四半期連結累計期間	14	0	14
うちクレジットカード業務	前第2四半期連結累計期間	103	—	103
	当第2四半期連結累計期間	115	—	115
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	1,299	5	1,305
	当第2四半期連結累計期間	1,400	7	1,407
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	184	5	190
	当第2四半期連結累計期間	181	7	189

(注) 国際業務部門には、当行の外国為替業務等に関する収益、費用を計上しております。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	2,810,723	4,854	2,815,578
	当第2四半期連結会計期間	2,788,390	4,149	2,792,540
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	1,555,202	—	1,555,202
	当第2四半期連結会計期間	1,499,652	—	1,499,652
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	1,234,762	—	1,234,762
	当第2四半期連結会計期間	1,269,463	—	1,269,463
うちその他	前第2四半期連結会計期間	20,759	4,854	25,614
	当第2四半期連結会計期間	19,274	4,149	23,424
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	211,647	—	211,647
	当第2四半期連結会計期間	219,661	—	219,661
総合計	前第2四半期連結会計期間	3,022,371	4,854	3,027,226
	当第2四半期連結会計期間	3,008,051	4,149	3,012,201

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門とは当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門とは当行の外貨建取引であります。ただし、当行の円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

④ 国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況

○業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	1,557,871	100.00	1,650,616	100.00
製造業	219,783	14.11	213,996	12.97
農業, 林業	6,256	0.40	6,461	0.39
漁業	924	0.06	824	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	2,524	0.16	3,325	0.20
建設業	42,806	2.75	45,414	2.75
電気・ガス・熱供給・水道業	40,392	2.59	43,374	2.63
情報通信業	8,443	0.54	11,274	0.68
運輸業, 郵便業	27,367	1.76	24,723	1.50
卸売業, 小売業	172,235	11.06	169,227	10.25
金融業, 保険業	120,130	7.71	129,842	7.87
不動産業, 物品賃貸業	144,306	9.26	154,672	9.37
各種サービス業	103,270	6.63	115,122	6.97
地方公共団体	333,348	21.40	384,017	23.27
その他	336,080	21.57	348,338	21.10
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	1,557,871	—	1,650,616	—

(2) キャッシュ・フローの状況(当第2四半期連結累計期間)

○現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高

現金及び現金同等物の当第2四半期連結累計期間末残高は、前第2四半期連結累計期間末対比129億51百万円減少し、772億14百万円となりました。

○営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び譲渡性預金の減少などにより2,241億71百万円の資金減少となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では、229億43百万円の減少となりました。

○投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入などにより113億32百万円の資金増加となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では831億26百万円の増加となりました。

○財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いなどにより、7億90百万円の資金減少となりました。前第2四半期連結累計期間との比較では、71億21百万円の減少となりました。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成26年9月30日
1. 連結自己資本比率（2／3）	13.57
2. 連結における自己資本の額	1,559
3. リスク・アセットの額	11,489
4. 連結総所要自己資本額	459

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	平成26年9月30日
1. 自己資本比率（2／3）	13.53
2. 単体における自己資本の額	1,553
3. リスク・アセットの額	11,476
4. 単体総所要自己資本額	459

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものがあります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	131	105
危険債権	235	188
要管理債権	88	86
正常債権	15,217	16,236

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	49,450,000
計	49,450,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	18,497,786	同 左	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は 100株であります。
計	18,497,786	同 左	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成26年11月1日から四半期報告書を提出する日までの転換社債型新株予約権付社債の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月20日
新株予約権の数	104個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	10,400株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月25日～平成56年7月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格4,437円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使するものとする。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、後記（注4）に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注2）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記

(3) に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

前記(注3)に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

再編対象会社は、以下の①、②、③、④または⑤の議案につき再編対象会社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、再編対象会社の取締役会決議がなされた場合)は、再編対象会社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 再編対象会社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ② 再編対象会社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- ③ 再編対象会社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- ④ 再編対象会社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について再編対象会社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について再編対象会社の承認を要することまたは当該種類の株式について再編対象会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年9月30日	—	18,497	—	12,089	—	4,811

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE S I L CHESTER INTERN ATIONAL INVESTO RS INTERNATIONAL L VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上 海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	851,700	4.60
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	703,074	3.80
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	682,800	3.69
岩手県企業局	盛岡市内丸11番1号	611,980	3.30
岩手県	盛岡市内丸10番1号	576,347	3.11
ノーザン トラスト カンパニー エイブイエフシー リ ユーエス タックス エグゼンプテド ペンシ ョン ファンズ (常任代理人 香 港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	482,500	2.60
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海アイラ ンドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟)	481,068	2.60
岩手銀行行員持株会	盛岡市中央通一丁目2番3号	309,428	1.67
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラスティ・サ ービス信託銀行株式会社)	大阪府大阪市中央区城見一丁目4番35号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	300,000	1.62
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカウント ノン トリーティー (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	285,600	1.54
計	—	5,284,497	28.56

(注) 1 当行は、自己株式738,379株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は3.99%)を保有しておりますが、上記には記載しておりません。

2 シルチェスター・パートナーズ・リミテッド(旧シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・リミテッド)より投資一任契約に係る業務を含む全ての投資運用事業および同社が保有していた当行株式1,892,100株を譲受したシルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成22年11月8日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成22年11月1日現在で下記の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当行として当第2四半期会計期間末時点における当該法人名義の所有株式の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
シルチェスター・インターナシ ョナル・インベスターズ・エル エルピー	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6ティー エル、ブルトン ストリート1、タイム アンド ライフ ビル5階	1,892,100	9.91

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 738,300	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,656,800	176,568	—
単元未満株式	普通株式 102,686	—	—
発行済株式総数	18,497,786	—	—
総株主の議決権	—	176,568	—

(注) 「単元未満株式」の欄の普通株式には、当行所有の自己株式79株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社岩手銀行	盛岡市中央通一丁目 2番3号	738,300	—	738,300	3.99
計	—	738,300	—	738,300	3.99

2 【役員】の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
現金預け金	335,311	101,702
コールローン及び買入手形	146,029	115,000
買入金銭債権	7,161	6,603
金銭の信託	4,984	5,005
有価証券	※1, ※2, ※8, ※12 1,358,979	※1, ※2, ※8, ※12 1,358,145
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,638,911	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,650,616
外国為替	※7 1,184	※7 1,404
その他資産	※8 5,932	※8 5,184
有形固定資産	※10 16,756	※10 16,529
無形固定資産	2,666	2,412
退職給付に係る資産	1,104	911
繰延税金資産	6	6
支払承諾見返	7,558	8,026
貸倒引当金	△9,803	△8,756
資産の部合計	3,516,784	3,262,792
負債の部		
預金	※8 3,033,161	※8 2,792,540
譲渡性預金	251,260	219,661
借入金	※8, ※11 11,143	※8, ※11 13,535
外国為替	11	4
新株予約権付社債	10,292	10,945
その他負債	21,440	22,670
役員賞与引当金	23	11
退職給付に係る負債	1,959	3,020
役員退職慰労引当金	5	4
睡眠預金払戻損失引当金	324	291
偶発損失引当金	229	234
繰延税金負債	8,799	11,956
支払承諾	7,558	8,026
負債の部合計	3,346,210	3,082,902
純資産の部		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811
利益剰余金	127,230	129,734
自己株式	△3,738	△3,739
株主資本合計	140,392	142,896
その他有価証券評価差額金	32,074	38,621
繰延ヘッジ損益	△418	△433
退職給付に係る調整累計額	△1,529	△1,293
その他の包括利益累計額合計	30,126	36,895
新株予約権	55	98
純資産の部合計	170,574	179,890
負債及び純資産の部合計	3,516,784	3,262,792

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
経常収益	23,405	22,238
資金運用収益	17,907	17,364
(うち貸出金利息)	10,443	10,129
(うち有価証券利息配当金)	7,159	7,018
役務取引等収益	3,501	3,689
その他業務収益	796	337
その他経常収益	※1 1,199	※1 847
経常費用	17,120	16,831
資金調達費用	923	910
(うち預金利息)	650	633
役務取引等費用	1,305	1,407
その他業務費用	380	18
営業経費	※2 14,089	※2 13,916
その他経常費用	※3 421	※3 577
経常利益	6,285	5,407
特別利益	9	231
固定資産処分益	9	231
特別損失	85	39
固定資産処分損	85	39
税金等調整前中間純利益	6,208	5,599
法人税、住民税及び事業税	1,919	1,332
法人税等調整額	382	100
法人税等合計	2,302	1,433
少数株主損益調整前中間純利益	3,906	4,166
少数株主利益	-	-
中間純利益	3,906	4,166

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	3,906	4,166
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1,145	6,546
繰延ヘッジ損益	141	△14
退職給付に係る調整額	-	236
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	△1,002	6,768
中間包括利益	2,903	10,935
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,903	10,935
少数株主に係る中間包括利益	-	-

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	4,811	123,720	△4,125	136,496
当中間期変動額					
剰余金の配当			△642		△642
中間純利益			3,906		3,906
自己株式の取得				△2,643	△2,643
自己株式の処分			—	—	—
自己株式の消却			△3,035	3,035	—
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	—	228	391	620
当中間期末残高	12,089	4,811	123,949	△3,733	137,117

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	31,988	△524	—	31,463	—	167,960
当中間期変動額						
剰余金の配当						△642
中間純利益						3,906
自己株式の取得						△2,643
自己株式の処分						—
自己株式の消却						
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	△1,144	141	—	△1,002	55	△947
当中間期変動額合計	△1,144	141	—	△1,002	55	△327
当中間期末残高	30,844	△383	—	30,460	55	167,633

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	12,089	4,811	127,230	△3,738	140,392
会計方針の変更による累積的影響額			△1,129		△1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,089	4,811	126,101	△3,738	139,263
当中間期変動額					
剰余金の配当			△532		△532
中間純利益			4,166		4,166
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分			△0	3	2
自己株式の消却			—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	—	—	3,633	△0	3,632
当中間期末残高	12,089	4,811	129,734	△3,739	142,896

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	32,074	△418	△1,529	30,126	55	170,574
会計方針の変更による累積的影響額						△1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	32,074	△418	△1,529	30,126	55	169,445
当中間期変動額						
剰余金の配当						△532
中間純利益						4,166
自己株式の取得						△3
自己株式の処分						2
自己株式の消却						
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	6,546	△14	236	6,768	43	6,812
当中間期変動額合計	6,546	△14	236	6,768	43	10,444
当中間期末残高	38,621	△433	△1,293	36,895	98	179,890

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	6,208	5,599
減価償却費	1,036	1,018
持分法による投資損益 (△は益)	△24	△26
貸倒引当金の増減 (△)	△1,698	△1,046
偶発損失引当金の増減額 (△は減少)	△13	5
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	△23	△12
前払年金費用の増減額 (△は増加)	△311	-
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	209	-
退職給付に係る資産の増減額 (△は増加)	-	△329
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	-	203
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△411	△0
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△10	△32
資金運用収益	△17,907	△17,364
資金調達費用	923	910
有価証券関係損益 (△)	△501	△436
金銭の信託の運用損益 (△は運用益)	16	△20
為替差損益 (△は益)	△161	65
固定資産処分損益 (△は益)	78	△192
貸出金の純増 (△) 減	53,369	△11,704
預金の純増減 (△)	△208,317	△240,621
譲渡性預金の純増減 (△)	△60,630	△31,599
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	△6	2,392
預け金 (日銀預け金を除く) の純増 (△) 減	16,096	20,028
コールローン等の純増 (△) 減	△15,320	31,589
コールマネー等の純増減 (△)	702	-
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△949	△219
外国為替 (負債) の純増減 (△)	2	△6
資金運用による収入	18,723	17,767
資金調達による支出	△1,117	△881
その他	9,901	2,844
小計	△200,134	△222,071
法人税等の支払額	△1,099	△2,101
法人税等の還付額	6	1
営業活動によるキャッシュ・フロー	△201,228	△224,171
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△225,178	△119,761
有価証券の売却による収入	54,322	24,005
有価証券の償還による収入	99,871	107,420
有形固定資産の取得による支出	△641	△469
有形固定資産の売却による収入	-	259
有形固定資産の除却による支出	△18	-
無形固定資産の取得による支出	△149	△122
投資活動によるキャッシュ・フロー	△71,794	11,332

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年 4月 1日 至 平成25年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月 30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	9,859	-
リース債務の返済による支出	△241	△254
配当金の支払額	△642	△532
自己株式の取得による支出	△2,643	△3
自己株式の売却による収入	-	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,331	△790
現金及び現金同等物に係る換算差額	53	49
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△266,638	△213,580
現金及び現金同等物の期首残高	356,803	290,795
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 90,165	※1 77,214

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

連結子会社 1社

会社名

いわぎんビジネスサービス株式会社

2 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社 3社

会社名

いわぎんリース・データ株式会社

株式会社いわぎんディーシーカード

株式会社いわぎんクレジットサービス

3 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は9月末日であります。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～30年

その他 3年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社の役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

なお、連結子会社は、簡便法を採用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(15) 税効果会計に関する事項

中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る資産が809百万円減少、退職給付に係る負債が935百万円増加し、利益剰余金が1,129百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ32百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
株式	418百万円	439百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	85,000百万円	85,000百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	1,651百万円	1,892百万円
延滞債権額	30,885百万円	27,442百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	91百万円	220百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	8,152百万円	8,449百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	40,781百万円	38,004百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
3,589百万円	3,253百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	162,026百万円	161,033百万円
その他資産	70百万円	70百万円
計	162,097百万円	161,103百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,221百万円	5,882百万円
借入金	926百万円	3,392百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	41,442百万円	42,217百万円
その他資産	3百万円	3百万円

また、その他資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	109百万円	105百万円
敷金	150百万円	150百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	680,376百万円	689,630百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	644,949百万円	654,124百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
減価償却累計額	35,494百万円	35,378百万円

※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりま
す。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	10,000百万円

※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	1,852百万円	1,634百万円

(中間連結損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金戻入益	571百万円	289百万円
株式等売却益	132百万円	188百万円

※2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
給料・手当	5,660百万円	5,591百万円
退職給付費用	642百万円	595百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
債権売却損	130百万円	333百万円
株式等償却	67百万円	89百万円
貸出金償却	20百万円	13百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	19,097	—	600	18,497	(注) 1
合 計	19,097	—	600	18,497	
自己株式					
普通株式	738	600	600	739	(注) 2、3
合 計	738	600	600	739	

(注) 1 普通株式の発行済株式の減少は、会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少であります。

2 普通株式の自己株式の増加600千株のうち600千株は、定款の定めによる取締役会決議により買い受けしたことによる増加であり、0千株は単元未満株式の買取による増加であります。

3 普通株式の自己株式の減少は、会社法第178条の規定による取締役会決議により消却したことによる減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		
				増加	減少	
当行	ストック・オプションとしての 新株予約権		—			55
合計			—			55

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	642	35	平成25年3月31日	平成25年6月24日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	532	利益剰余金	30	平成25年9月30日	平成25年12月10日

当中間連結会計期間(自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,497	—	—	18,497	
合計	18,497	—	—	18,497	
自己株式					
普通株式	740	0	0	740	(注) 1、2
合計	740	0	0	740	

(注) 1 普通株式の自己株式の増加は、単元未満株式の買取による増加であります。

2 普通株式の自己株式の減少は、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による減少であります。

2 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		
				増加	減少	
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権		—			98
合計			—			98

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	532	30	平成26年3月31日	平成26年6月23日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月14日 取締役会	普通株式	532	利益剰余金	30	平成26年9月30日	平成26年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
現金預け金勘定	139,625百万円	101,702百万円
定期預け金	△39,000百万円	△15,000百万円
外貨預け金	△10,000百万円	△9,000百万円
その他	△459百万円	△487百万円
現金及び現金同等物	90,165百万円	77,214百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

(借主側)

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

行内ネットワーク設備であります。

(イ) 無形固定資産

主として、営業店システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として、営業店システムの事務機器であります。

(イ) 無形固定資産

主として、営業店システムのソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
(貸主側)		
1年内	10	10
1年超	252	246
合計	263	257

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

前連結会計年度（平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	335,311	335,311	—
(2) コールローン及び買入手形	146,029	146,029	—
(3) 買入金銭債権	7,161	7,292	130
(4) 金銭の信託	4,984	4,984	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	36,938	38,133	1,194
その他有価証券	1,318,894	1,318,894	—
(6) 貸出金	1,638,911		
貸倒引当金（*1）	△9,727		
	<u>1,629,183</u>	1,631,251	2,067
資産計	3,478,504	3,481,898	3,393
(1) 預金	3,033,161	3,033,582	420
(2) 譲渡性預金	251,260	251,264	4
(3) 借入金	11,143	11,143	0
(4) 新株予約権付社債	10,292	11,629	1,337
負債計	3,305,857	3,307,620	1,762
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	9	9	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(647)	(904)	(257)
デリバティブ取引計	(637)	(895)	(257)

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	101,702	101,702	—
(2) コールローン及び買入手形	115,000	115,000	—
(3) 買入金銭債権	6,603	6,717	113
(4) 金銭の信託	5,005	5,005	—
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	35,935	37,770	1,834
その他有価証券	1,318,279	1,318,279	—
(6) 貸出金	1,650,616		
貸倒引当金（*1）	△8,670		
	1,641,945	1,664,881	2,936
資産計	3,224,473	3,229,357	4,884
(1) 預金	2,792,540	2,792,974	434
(2) 譲渡性預金	219,661	219,666	5
(3) 借入金	13,535	13,536	0
(4) 新株予約権付社債	10,945	11,382	437
負債計	3,036,682	3,037,560	877
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(140)	(140)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(669)	(1,791)	(1,122)
デリバティブ取引計	(810)	(1,932)	(1,122)

（*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2） その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引及び特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金及び約定期間が短期間（1年以内）の預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年以内の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年超のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価格を時価としております。

(4) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(5)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
① 非上場株式(*1)(*2)	1,558	1,576
② 組合出資金等(*3)	1,587	2,353
合計	3,145	3,930

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

※1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,942	33,064	1,121
	社債	2,932	2,996	64
	その他	6,823	6,971	148
	小計	41,698	43,033	1,334
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	5	4	△0
	その他	1,608	1,599	△9
	小計	1,613	1,604	△9
合計		43,312	44,638	1,325

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	31,944	33,729	1,785
	社債	1,802	1,849	47
	その他	6,573	6,697	123
	小計	40,320	42,276	1,955
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,397	1,390	△7
	小計	1,397	1,390	△7
合計		41,718	43,667	1,948

2 その他有価証券

前連結会計年度（平成26年3月31日現在）

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	35,671	20,044	15,626
	債券	1,071,370	1,040,098	31,271
	国債	431,182	418,705	12,476
	地方債	291,631	279,823	11,808
	社債	348,556	341,569	6,986
	その他	95,881	92,413	3,467
	小計	1,202,923	1,152,557	50,365
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	3,838	4,426	△588
	債券	59,555	59,610	△54
	国債	9,980	9,987	△7
	地方債	1,400	1,400	—
	社債	48,175	48,222	△47
	その他	52,577	53,367	△790
	小計	115,971	117,404	△1,433
合計		1,318,894	1,269,962	48,932

当中間連結会計期間（平成26年9月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	40,475	21,256	19,218
	債券	1,086,745	1,051,469	35,276
	国債	438,603	425,828	12,774
	地方債	275,836	260,526	15,310
	社債	372,305	365,113	7,191
	その他	135,130	129,391	5,739
	小計	1,262,351	1,202,117	60,234
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,525	2,751	△226
	債券	12,863	12,880	△16
	国債	—	—	—
	地方債	1,100	1,100	—
	社債	11,763	11,780	△16
	その他	40,538	41,500	△962
	小計	55,927	57,132	△1,204
合計		1,318,279	1,259,249	59,029

3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は、76百万円（うち、株式76百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、88百万円（うち、株式88百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合があります。

(1) 株式

- ① 時価が中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③ 中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(2) 投資信託

- ① 時価が中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 中間連結会計期間末日（連結会計年度末日）時点において、「市場業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

(3) 債券及び信託受益権

取得時に比べて取得格付が2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	48,932
その他有価証券	48,932
(△)繰延税金負債	16,866
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	32,065
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	8
その他有価証券評価差額金	32,074

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	59,029
その他有価証券	59,029
(△)繰延税金負債	20,417
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	38,612
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	38,621

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	21	—	△0	△0
	買建	296	—	9	9
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	9	9

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	—	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ 為替予約	—	—	—	—
	売建	1,952	—	△138	△138
	買建	266	—	△2	△2
	通貨オプション	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
合 計		—	—	△140	△140

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

- (3) 株式関連取引
該当ありません。
- (4) 債券関連取引
該当ありません。
- (5) 商品関連取引
該当ありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引
該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)	14,797	14,797	△647
	受取変動・支払固定				
	金利先物				
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、満期保有 目的の債券	22,812	22,812	△257
	受取変動・支払固定				
合 計		—	—	—	△904

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	その他有価証券 (債券)	34,312	34,312	△669
	受取変動・支払固定				
	金利先物				
	金利オプション	—	—	—	—
金利スワップの特例処理	金利スワップ	貸出金、満期保有 目的の債券	22,764	22,764	△1,122
	受取変動・支払固定				
合 計		—	—	—	△1,791

(注) 1 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値により算定しております。

(2) 通貨関連取引
該当ありません。

(3) 株式関連取引
該当ありません。

(4) 債券関連取引
該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業経費	55百万円	46百万円

2 スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	平成25年 スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 13,400株
付与日	平成25年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年7月25日から平成55年7月24日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	4,119円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	平成26年 スtock・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役 9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 10,400株
付与日	平成26年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年7月25日から平成56年7月24日まで
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	4,437円

(注)1 株式数に換算して記載しております。

2 1株あたりに換算して記載しております。

(資産除去債務関係)

1 資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上しているもの

資産除去債務のうち中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上しているものについては重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2 賃貸借店舗の原状回復義務に関する資産除去債務の未計上について

当行グループでは、賃貸借店舗等について退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産は継続して営業することを前提としており、使用期間が明確でありません。従いまして、資産除去債務を合理的に見積もることができないため、当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,443	8,035	4,926	23,405

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	10,129	7,511	4,598	22,238

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在する有形固定資産を有していないため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額		9,602円66銭	10,124円90銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	170,574	179,890
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	55	98
(うち新株予約権)	百万円	55	98
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	170,519	179,791
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	17,757	17,757

2 1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	214.74	234.63
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	3,906	4,166
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	3,906	4,166
普通株式の期中平均株式数	千株	18,192	17,757
(2) 潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	206.26	210.71
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	747	2,015
うち新株予約権	千株	5	16
うち転換社債型新株予約権付社債	千株	742	1,998

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の1株当たり純資産額が、63円58銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ1円17銭及び1円5銭増加しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
現金預け金	335,311	101,702
コールローン	146,029	115,000
買入金銭債権	7,161	6,603
金銭の信託	4,984	5,005
有価証券	※1, ※2, ※8, ※11 1,358,573	※1, ※2, ※8, ※11 1,357,720
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,638,911	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※9 1,650,616
外国為替	※7 1,184	※7 1,404
その他資産	5,931	5,182
その他の資産	※8 5,931	※8 5,182
有形固定資産	16,756	16,529
無形固定資産	2,666	2,412
前払年金費用	3,072	2,592
支払承諾見返	7,558	8,026
貸倒引当金	△9,803	△8,756
資産の部合計	3,518,339	3,264,040
負債の部		
預金	※8 3,033,234	※8 2,792,614
譲渡性預金	251,410	219,811
借入金	※8, ※10 11,143	※8, ※10 13,535
外国為替	11	4
新株予約権付社債	10,292	10,945
その他負債	21,417	22,646
未払法人税等	1,875	1,165
リース債務	2,902	2,648
資産除去債務	249	247
その他の負債	16,390	18,584
役員賞与引当金	23	11
退職給付引当金	1,552	2,690
睡眠預金払戻損失引当金	324	291
偶発損失引当金	229	234
繰延税金負債	9,634	12,664
支払承諾	7,558	8,026
負債の部合計	3,346,830	3,083,476

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
資本金	12,089	12,089
資本剰余金	4,811	4,811
資本準備金	4,811	4,811
利益剰余金	126,639	129,120
利益準備金	7,278	7,278
その他利益剰余金	119,361	121,841
固定資産圧縮積立金	836	836
別途積立金	110,080	114,080
繰越利益剰余金	8,444	6,925
自己株式	△3,734	△3,734
株主資本合計	139,806	142,286
その他有価証券評価差額金	32,065	38,612
繰延ヘッジ損益	△418	△433
評価・換算差額等合計	31,647	38,178
新株予約権	55	98
純資産の部合計	171,508	180,563
負債及び純資産の部合計	3,518,339	3,264,040

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成25年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30日)
経常収益	23,374	22,207
資金運用収益	17,907	17,364
(うち貸出金利息)	10,443	10,129
(うち有価証券利息配当金)	7,160	7,018
役務取引等収益	3,493	3,682
その他業務収益	796	337
その他経常収益	※1 1,176	※1 821
経常費用	17,118	16,828
資金調達費用	923	910
(うち預金利息)	650	633
役務取引等費用	1,305	1,407
その他業務費用	380	18
営業経費	※2 14,087	※2 13,913
その他経常費用	※3 421	※3 577
経常利益	6,256	5,379
特別利益	9	238
特別損失	85	39
税引前中間純利益	6,179	5,578
法人税、住民税及び事業税	1,917	1,331
法人税等調整額	382	103
法人税等合計	2,299	1,435
中間純利益	3,879	4,143

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,089	4,811	4,811	7,278	874	106,080	8,952	123,185
当中間期変動額								
剰余金の配当							△642	△642
別途積立金の積立						4,000	△4,000	—
中間純利益							3,879	3,879
自己株式の取得								
自己株式の処分							—	—
自己株式の消却							△3,035	△3,035
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	4,000	△3,798	201
当中間期末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	874	110,080	5,154	123,387

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△4,120	135,965	31,981	△524	31,457	—	167,423
当中間期変動額							
剰余金の配当		△642					△642
別途積立金の積立							
中間純利益		3,879					3,879
自己株式の取得	△2,643	△2,643					△2,643
自己株式の処分	—	—					—
自己株式の消却	3,035	—					
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)			△1,145	141	△1,003	55	△948
当中間期変動額合計	391	593	△1,145	141	△1,003	55	△355
当中間期末残高	△3,728	136,559	30,836	△383	30,453	55	167,067

当中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金			
				固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	12,089	4,811	4,811	7,278	836	110,080	8,444	126,639
会計方針の変更による累積的影響額							△1,129	△1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	12,089	4,811	4,811	7,278	836	110,080	7,315	125,510
当中間期変動額								
剰余金の配当							△532	△532
別途積立金の積立						4,000	△4,000	—
中間純利益							4,143	4,143
自己株式の取得								
自己株式の処分							△0	△0
自己株式の消却							—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	—	—	—	—	—	4,000	△390	3,609
当中間期末残高	12,089	4,811	4,811	7,278	836	114,080	6,925	129,120

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△3,734	139,806	32,065	△418	31,647	55	171,508
会計方針の変更による累積的影響額		△1,129					△1,129
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,734	138,677	32,065	△418	31,647	55	170,379
当中間期変動額							
剰余金の配当		△532					△532
別途積立金の積立							
中間純利益		4,143					4,143
自己株式の取得	△3	△3					△3
自己株式の処分	3	2					2
自己株式の消却	—	—					
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			6,546	△14	6,531	43	6,575
当中間期変動額合計	△0	3,609	6,546	△14	6,531	43	10,184
当中間期末残高	△3,734	142,286	38,612	△433	38,178	98	180,563

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～30年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金（含む前払年金費用）は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、当行は退職給付信託を設定しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7 ヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(ハ) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、中間連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(3) 税効果会計に関する事項

中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、決算期において予定している剰余金の処分による固定資産圧縮積立金の積立て及び取崩しを前提として、当中間会計期間に係る金額を計算しております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の前払年金費用が809百万円減少、退職給付引当金が935百万円増加し、繰越利益剰余金が1,129百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益及び税引前中間純利益はそれぞれ32百万円増加しております。

なお、当中間会計期間の期首の1株当たり純資産額が63円57銭減少し、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額はそれぞれ1円17銭及び1円5銭増加しております。

(中間貸借対照表関係)

※1 関係会社の株式総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
株式	13百万円	13百万円

※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	85,000百万円	85,000百万円

※3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	1,651百万円	1,892百万円
延滞債権額	30,885百万円	27,442百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

※4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	91百万円	220百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

※5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	8,152百万円	8,449百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	40,781百万円	38,004百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※7 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3,589百万円	3,253百万円

※8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	162,026百万円	161,033百万円
その他の資産	70百万円	70百万円
計	162,097百万円	161,103百万円

担保資産に対応する債務

預金	12,221百万円	5,882百万円
借入金	926百万円	3,392百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	41,442百万円	42,217百万円
その他の資産	3百万円	3百万円

また、その他の資産には、保証金及び敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	109百万円	105百万円
敷金	150百万円	150百万円

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	680,376百万円	689,630百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	644,949百万円	654,124百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付借入金	10,000百万円	10,000百万円

※11 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
1,852百万円	1,634百万円

(中間損益計算書関係)

※1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金戻入益	571百万円	289百万円
株式等売却益	132百万円	188百万円

※2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
有形固定資産	653百万円	636百万円
無形固定資産	377百万円	375百万円

※3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
債権売却損	130百万円	333百万円
株式等償却	67百万円	89百万円
貸出金償却	20百万円	13百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (平成26年 3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

当中間会計期間 (平成26年 9月30日現在)

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表 (貸借対照表) 計上額

(単位: 百万円)

	前事業年度 (平成26年 3月31日)	当中間会計期間 (平成26年 9月30日)
子会社株式	10	10
関連会社株式	3	3
合計	13	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成26年11月14日開催の取締役会において、第133期の中間配当について次のとおり決議しました。

中間配当金額	532百万円
--------	--------

1株当たりの中間配当金	30円
-------------	-----

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月25日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福田 厚	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥村 始史	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成田 孝行	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月25日

株式会社岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 田 厚	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	奥 村 始 史	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成 田 孝 行	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社岩手銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第133期事業年度の中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社岩手銀行の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月25日
【会社名】	株式会社岩手銀行
【英訳名】	The Bank of Iwate, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 田口 幸雄
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社岩手銀行東京営業部 (東京都中央区日本橋本町四丁目4番2号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取田口幸雄は、当行の第133期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。